

第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 5 年度 第 4 回滋賀県最低賃金審議会議事要旨

| | |
|------|--|
| 開催日時 | 令和 5 年 8 月 23 日（水） 9 時 57 分～10 時 47 分 |
| 開催場所 | 滋賀労働局 共用会議室 |
| 出席状況 | <p>公益代表委員（定数 5 人） 石井利江子 片山 聡 木下康代 佐野洋史 平井建志</p> <p>労働者代表委員（定数 5 人） 相澤三千代 池内正博 大江彰宏 大西省三 榎並典朗</p> <p>使用者代表委員（定数 5 人） 川口剛史 楠亀博美 中村宏幸 水野 透 西田保夫</p> <p>事務局 5 人 小島労働局長、中井労働基準部長、 口賃金室長、辰巳賃金指導官、 浜口労働基準監督官</p> |
| 主要議題 | <p>1 滋賀県最低賃金の改正決定に係る異議の申出について</p> <p>2 特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)</p> <p>3 特定(産業別)最低賃金の改正決定について(諮問)</p> |
| 議事要旨 | <p>1 滋賀県最低賃金の改正決定に係る異議の申出について 異議申出に係る諮問 提出のあった 3 つの異議申し立てに係る審議の諮問。 異議申出に係る審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者代表委員の意見 改正にあたっては、県内の経済状況等に基づいて、真摯に議論を重ねた上で決定したものであり、使用者側としては一部反対の立場であったものの、8 月 7 日の答申どおり決定することが妥当と考える。 ・労働者代表委員の意見 改正にあたって、意見陳述も踏まえて労使で各種データに基づき慎重かつ十分な審議を行い決定したものであり、8 月 7 日の答申は、妥当なものであると考える。 ・公益代表委員の意見 審議会において慎重に審議し、労使に歩み寄っていただいて答申を行ったものであり、8 月 7 日の答申どおり決定することが妥当と考える。 |

異議申出に係る答申

地域別最賃の異議申出に係る諮問に対し、「令和5年8月7日付け答申どおり決定することが適当とする」と答申。

- 2 特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)
8月18日開催の特別検討小委員会の報告どおり申し出のあった6つの産業のうち、新繊維、各種商品小売を除く4つの産業について、改正の必要性有りとの答申。
- 3 特定(産業別)最低賃金の改正決定について(諮問)
必要性ありと答申された4つの産業に係る改正決定に係る諮問。